

福岡県公報

平成23年3月2日
第 3 2 2 5 号

目 次

告 示 (第384号 - 第392号)

県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	1
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	1
土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除	(環境保全課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
公 告			
宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	4
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	4
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	4
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	5
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	5
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	6
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	6
普通肥料の検査の結果	(農林水産物安全課)	7
平成23年度技能検定(前期)の実施	(職業能力開発課)	7
平成23年度技能検定(随時実施)の実施	(職業能力開発課)	10

監査委員

監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	13
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	15

正 誤

大規模小売店舗の新設の届出(平成23年2月福岡県告示第320号)	17
中正誤	17

告 示

福岡県告示第384号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
築上郡上毛町大字垂水 (垂水地区)	平成23年2月23日

福岡県告示第385号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻 生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業(鹿毛馬地区第1換地区)	平成20年3月26日
区画整理事業(鹿毛馬地区第2換地区)	平成21年3月26日
区画整理事業(鹿毛馬地区第3換地区)	平成21年3月26日
区画整理事業(鹿毛馬地区第4換地区)	平成20年3月26日

福岡県告示第386号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部について次のとおり指定を解除する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定を解除する要措置区域
嘉麻市漆生字山門587番8の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第387号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成23年2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
(変更前)
特定非営利活動法人フォーライフグループ
(変更後)
NPO法人 F L G
 - (2) 代表者の氏名

五十嵐 光一

- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区三ヶ森一丁目4番7 - 203号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、文化の振興に関する事業、まちづくりを推進するための人材の育成に関する事業などを行い、各地域の歴史・文化を再認識・再認証し、地元の人々との交流を通し、新しい価値観による地域活性、地域発展に貢献する新しいまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第388号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成23年2月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人無形民俗文化財アーカイブズ
 - (2) 代表者の氏名
池松 卓成
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市梅満町881番地15
 - (4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、不特定かつ多数の者に対して、無形民俗文化財のアーカイブズに関する事業を行い、無形民俗文化財の保存、伝承に寄与するとともに、無形民俗文化財の有効利用を図ることを目的とする。
(変更後) この法人は、不特定かつ多数の者に対して、民俗文化財（有形、無形

)の保存、伝承、広報、再興、修復等に寄与するとともに、国際的な調査、研究を行う。また、民俗文化財の有効利用を図ることで地域の経済活動の活性化を推進し、活動の担い手の育成をも行うことを目的とする。

福岡県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田赤池線	田川郡添田町大字添田2132番7先から 田川郡添田町大字添田2136番1先まで

福岡県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	山口原田線	前	筑紫野市大字筑紫1147番2先から 筑紫野市大字筑紫1017番18先まで	4.4 ~ 7.0	92.5

			後	同上	5.3 ~ 8.1	92.5
--	--	--	---	----	-----------------	------

福岡県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	山口原田線	筑紫野市大字筑紫1147番2先から 筑紫野市大字筑紫1017番18先まで

福岡県告示第392号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市岬町3番4、4番1、4番2、4番11、4番12、5番1、6番29、6番31、6番41及び6番42
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンモール株式会社
代表取締役社長 村上 教行

公 告

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事（7） 第8488号	有限会社大村興産 代表者 大村 忠彦	北九州市門司区大字今津113 - 1

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 処分をした年月日
平成23年2月16日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
安田建設株式会社	福岡市博多区千代 5 - 1 - 1	安田 光慶	平成19年2月15日 福岡県知事許可（特 - 18） 第72444号

- 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

- (2) 停止期間

平成23年3月2日から平成23年3月31日までの30日間

- 4 処分の原因となった事実

安田建設株式会社は、平成22年8月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日
平成23年2月16日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 清水組	飯塚市小正299	清水 純子	平成20年5月6日 福岡県知事許可（般 - 20） 第91372号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成23年3月2日から平成23年3月31日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社清水組は、平成21年8月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（技術職員の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成23年2月16日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号

松依建設株式会社	福岡県嘉麻市岩崎 1554 - 10	松依 博司	平成22年8月26日 福岡県知事許可（特 - 22） 第57006号
----------	-----------------------	-------	--

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成23年3月2日から平成23年3月31日までの30日間

4 処分の原因となった事実

松依建設株式会社は、平成21年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成23年2月16日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 高城舗道	福岡市西区愛宕 2 - 18 - 12	鶴田 登志夫	平成20年2月14日 福岡県知事許可(特 - 19) 第50721号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成23年3月2日から平成23年3月31日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社高城舗道は、平成21年6月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成23年2月16日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
岩本工業 株式会社	福岡市西区愛宕 2 - 19 - 37	岩本 滋昌	平成22年2月4日 福岡県知事許可(特 - 21) 第2625号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成23年3月2日から平成23年3月31日までの30日間

4 処分の原因となった事実

岩本工業株式会社は、平成21年8月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日
平成23年2月16日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
九州道路株式会社	福岡市西区愛宕 2 - 19 - 37	石井 秀作	平成19年2月24日 福岡県知事許可（特 - 18） 第7593号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

- (2) 停止期間

平成23年3月2日から平成23年3月31日までの30日間

- 4 処分の原因となった事実

九州道路株式会社は、平成21年8月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

平成22年1月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
なたね油かす及びその粉末	平田産業有限公司	5.3なたね油かす粉末	主成分 - TN, TP, TK				

- 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。
TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量
- 4 分析結果の指摘事項の欄、保証票の検査の欄及びその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

公告

平成23年度技能検定（前期）を次のように実施する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、染色（染色補正作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及び平面研削盤作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、左官（左官作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

溶射（肉盛溶射作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

検 定 職 種	技能検定試験手数料
園 芸 装 飾	16,500円
造 園	16,500円
金 属 熱 処 理	16,500円
機 械 加 工	16,500円
放 電 加 工	16,500円
金 属 プ レ ス 加 工	16,500円
鉄 工	16,500円
建 築 板 金	16,500円
工 場 板 金	16,500円
め っ き	16,500円
仕 上 げ	16,500円
切 削 工 具 研 削	16,500円
電 子 機 器 組 立 て	16,500円
電 気 機 器 組 立 て	16,500円
産 業 車 両 整 備	16,500円

鉄道車両製造・整備	16,500円
建設機械整備	16,500円
染色	16,500円
婦人子供服製造	16,500円
家具製作	16,500円
建具製作	16,500円
印刷	16,500円
プラスチック成形	16,500円
石材施工	16,500円
とび	16,500円
左官	16,500円
築炉	16,500円
タイル張り	16,500円
畳製作	16,500円
防水施工	16,500円
内装仕上げ施工	16,500円
熱絶縁施工	16,500円
サッシ施工	16,500円
化学分析	16,500円
表装	16,500円
塗装	16,500円
広告美術仕上げ	16,500円
商品装飾展示	16,500円
フラワー装飾	16,500円
溶射	16,500円
路面標示施工	16,500円
産業洗浄	16,500円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が3

級を受検する場合の技能検定試験手数料

検 定 職 種	技能検定試験手数料
園芸装飾	11,000円
造園	11,000円
機械加工	11,000円
仕上げ	11,000円
機械保全	11,000円
電子機器組立て	11,000円
左官	11,000円
フラワー装飾	11,000円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成23年6月6日(月曜日)から同年9月11日(日曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成23年5月31日(火曜日)に福岡県職業能力開発協会において掲示する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実 施 日	場 所
(ア) 3級 園芸装飾、機械加工、造園、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、左官及び フラワー装飾	平成23年7月24日 (日曜日)	

(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、染色、サッシ施工、化学分析、塗装、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉及び防水施工 (イ) 単一等級 産業洗浄	平成23年8月21日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、建設機械整備、内装仕上げ施工、商品装飾展示、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ (イ) 単一等級 産業洗浄	平成23年8月28日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、切削工具研削及びフラワー装飾 (イ) 単一等級 溶射及び路面標示施工	平成23年9月4日 (日曜日)	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813 - 0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092 - 671 - 1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成23年4月11日（月曜日）から同月20日（水曜日）まで（午前9時から午後5時まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成23年4月20日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813 - 0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092 - 671 - 1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3601番）に対して行うこと。

公告

平成23年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

平成23年3月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和年労働省令第24号）第64条の4及び第64条の5に定めるところによる。

2 実施職種（随時3級、基礎1級及び基礎2級）

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に依じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

検 定 職 種	技能検定試験手数料
さ く 井	16,500円
鋳 造	16,500円
鍛 造	16,500円
機 械 加 工	16,500円
金 属 プ レ ス 加 工	16,500円
鉄 工	16,500円
建 築 板 金	16,500円
工 場 板 金	16,500円
め っ き	16,500円
ア ル ミ ニ ウ ム 陽 極 酸 化 処 理	16,500円
仕 上 げ	16,500円

機 械 検 査	16,500円
ダ イ カ ス ト	16,500円
機 械 保 全	16,500円
電 子 機 器 組 立 て	16,500円
電 気 機 器 組 立 て	16,500円
プ リ ン ト 配 線 板 製 造	16,500円
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	16,500円
染 色	16,500円
ニ ッ ト 製 品 製 造	16,500円
婦 人 子 供 服 製 造	16,500円
紳 士 服 製 造	16,500円
寝 具 製 作	16,500円
帆 布 製 品 製 造	16,500円
布 は く 縫 製	16,500円
家 具 製 作	16,500円
建 具 製 作	16,500円
紙 器 ・ 段 ボ ー ル 箱 製 造	16,500円
印 刷	16,500円
製 本	16,500円
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	16,500円
強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形	16,500円
石 材 施 工	16,500円
パ ン 製 造	16,500円
ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ ・ ベ ー コ ン 製 造	16,500円
水 産 練 り 製 品 製 造	16,500円
建 築 大 工	16,500円
か わ ら ぶ き	16,500円
と び	16,500円

左	官	16,500円			
タイル張	り	16,500円			
配	管	16,500円			
型枠	施	工	16,500円		
鉄筋	施	工	16,500円		
コンクリート	圧送	施	工	16,500円	
防	水	施	工	16,500円	
内装	仕上	げ	施	工	16,500円
熱絶縁	施	工	16,500円		
サッシ	施	工	16,500円		
ウェルポイント	施	工	16,500円		
表	装	16,500円			
塗	装	16,500円			
工	業	包	装	16,500円	

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成23年4月1日(金曜日)から平成24年3月31日(土曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に通知する。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

福岡県職業能力開発協会が指定する日時及び場所において行う。

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書(実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、

その資格を証する書面を添付すること。)を福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会に交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施(予定)日の30日前までの間、随時(午前9時から午後5時まで)受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時3級、基礎1級及び基礎2級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東

公園7番7号 電話092 - 643 - 3601番) に対して行うこと。

監査委員

監査公表第25号

保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施した公営企業定期監査の結果報告（平成22年11月15日22監総第301号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月2日

福岡県監査委員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜美男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

22福企管第1186号

平成23年1月31日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 日野 喜美男 殿

企業管理者 山田 修嗣

監査の結果に係る措置について (通知)

平成22年11月15日22監総第301号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企業局	松瀬ダム建屋修繕工事において、廃棄物処理費の数量及び共通仮設費、現場管理費並びに一般管理費の算出を誤ったため、積算過大となっている。	複数職員による精査を徹底し、再発防止に取り組み、適正な設計積算に努める。

監査公表第26号

県土整備部・建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等20か所について実施した定期監査結果の報告（平成22年11月15日22監二第185号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月2日

福岡県監査委員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜美男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

22県土総第1246号

平成22年12月28日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 日野 喜美男 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について (通知)

平成22年11月15日22監二第185号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

監査対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
直方県土整備事務所	道路改築工事の設計積算において、排水工の施工単価を誤ったため積算過大となっている。 (1件)	今後は、指摘事項の周知徹底を図るとともに、チェックシートを活用した設計書の精査を十分に行うことで、再発防止に努める。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
23・2・18	3220	告 示	320	3			後から 2		平成24年4月12日	平成23年9月28日